

2009年10月8日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

介護保険の保険給付に関することに係る個人情報を目的外に  
利用させること及び提供すること並びにこれらに伴う本人通  
知の省略について（答申）

2009年9月28日付けで諮問（第403号）された介護保険の保険給付に関  
することに係る個人情報を目的外に利用させること及び提供すること並びにこれら  
に伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下  
「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させるこ  
と及び提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させること及び提供すること  
に伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を目的外  
に利用させること及び提供する必要性並びにこれらに伴う本人通知を省略する合  
理的な理由次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経緯

介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の2及び第61条の2の規  
定に基づき、平成20年4月から高額医療合算介護（介護予防）サービス費を  
支給する高額医療・高額介護合算療養費制度が始まった。

この制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減  
するためのもので、世帯内の1年間の介護サービス費又は介護予防サービス費

(以下「介護サービス費等」という。)と医療費の両負担が高額となった世帯に対して、所得に応じて設定された自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を支給するものである。

高額医療合算介護(介護予防)サービス費の支給申請については介護保険課に、高額介護合算療養費の支給申請については各医療保険者に、それぞれ申請が必要であるが、申請に係る負担を軽減するため、各医療保険者のみに申請しその後の手続きを省略するいわゆるワンストップサービスの運用が可能であり、本市においてもその運用を行う予定である。

その場合には、国民健康保険加入者については保険年金課にて申請を受け、後期高齢者医療制度加入者については保険者である神奈川県後期高齢者広域連合にて申請を受け、介護サービス費等と医療費の自己負担額を算定するものであるが、これでは申請漏れが多く生じる恐れがあるため、平成21年度に入ってから方法について見直しがされた。

具体的には、厚生労働省において国民健康保険団体連合会の共同電算システムを改修し、介護サービス費等の給付実績情報と国民健康保険の医療費給付情報又は後期高齢者医療制度の医療費給付情報を用いてコンピュータ処理により支給対象者を抽出し、申請勧奨通知データを作成することで、各市町村や広域連合が申請の勧奨を行うことができるよう検討されている。

このことから、保険年金課及び神奈川県後期高齢者医療広域連合が申請勧奨通知データを用いて勧奨するため、介護保険課が所管する給付実績情報を目的外に利用させること及び提供すること並びにこれらに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

## (2) 目的外に利用させること及び提供することの必要性

### ア 目的外に利用させることの必要性

神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムには、給付費の審査支払業務を委託しており、すでに介護保険課所管の介護サービス費等の給付実績情報と、保険年金課所管の国民健康保険被保険者の医療費給付情報が保管されているので、給付実績情報を保険年金課に利用させることにより、神奈川県国民健康保険団体連合会のシステム内において適正迅速な突合処理ができ、支給対象者を確実に把握することが可能となる。

よって、市民サービスの向上を図ることが期待できることから、目的外に利用させることの必要性があると考えます。

また、目的外に利用させる個人情報の項目は、①介護保険被保険者番号 ②介護給付費利用者負担額 ③高額介護サービス費等支給決定金額となる。

### イ 神奈川県後期高齢者医療広域連合に提供することの必要性

平成20年4月1日から、75歳以上の者は、これまでの国民健康保険や

被用者保険に代わり後期高齢者医療制度に加入することになった。神奈川県においては、県内すべての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合がこの制度の保険者となっている。

神奈川県後期高齢者医療広域連合においても、給付費の審査支払業務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託しており、神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムに神奈川県後期高齢者医療広域連合所管の医療費給付情報が保管されている。

給付実績情報を神奈川県後期高齢者医療広域連合に提供することにより、神奈川県国民健康保険団体連合会のシステム内において適正迅速な突合処理ができ、支給対象者を確実に把握することが可能となる。

よって、市民サービスの向上を図ることが期待できることから、目的外に提供することの必要性があると考ええる。

また、提供する個人情報の項目は、①介護保険被保険者番号 ②介護給付費利用者負担額 ③高額介護サービス費等支給決定金額となる。

- (3) 目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略することについて

本来の支給対象者に勧奨するために行うものであり、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、また、介護保険受給者である約1万4千人に通知することは、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから省略したいと考える。

なお、保険年金課が勧奨通知を送る際には、介護サービス費等の給付実績情報を利用した旨を文書にて知らせることを予定している。

- (4) 実施時期

平成21年11月予定

- (5) 提出資料

- ア 資料1 「高額医療・高額介護合算療養費制度」イメージ図（政府広報オンラインホームページより抜粋）
- イ 資料2 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料抜粋（平成21年2月19日開催）
- ウ 資料3 厚生労働省通知（平成21年5月22日付け事務連絡）
- エ 資料4 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例
- オ 資料5 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則
- カ 資料6 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(2)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させること及び提供することの必要性について

ア 目的外に利用させることの必要性

神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムには、給付費の審査支払業務を委託しており、すでに介護保険課所管の介護サービス費等の給付実績情報と、保険年金課所管の国民健康保険被保険者の医療費給付情報が保管されているので、給付実績情報を保険年金課に利用させることにより、神奈川県国民健康保険団体連合会のシステム内において適正迅速な突合処理ができ、支給対象者を確実に把握することが可能となる。

よって、市民サービスの向上を図ることが期待できることから、目的外に利用させることの必要性があると考ええる。

イ 神奈川県後期高齢者医療広域連合に提供することの必要性

平成20年4月1日から、75歳以上の者は、これまでの国民健康保険や被用者保険に代わり後期高齢者医療制度に加入することになった。神奈川県においては、県内すべての市町村が加入する神奈川県後期高齢者医療広域連合がこの制度の保険者となっている。

神奈川県後期高齢者医療広域連合においても、給付費の審査支払業務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託しており、神奈川県国民健康保険団体連合会のシステムに神奈川県後期高齢者医療広域連合所管の医療費給付情報が保管されている。

給付実績情報を神奈川県後期高齢者医療広域連合に提供することにより、国民健康保険団体連合会のシステム内において適正迅速な突合処理ができ、支給対象者を確実に把握することが可能となる。

よって、市民サービスの向上を図ることが期待できることから、目的外に提供することの必要性があると考ええる。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させること及び提供することの必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させること及び提供することに伴う本人通知の省略について

本来の支給対象者に勧奨するために行うものであり、通知しないことが本人の不利益となるものではないこと、また、介護保険受給者である約1万4千人に通知することは、通知すべき相手が多数であり通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、保険年金課が勧奨通知を送る際には、介護サービス費等の給付実績情報を利用した旨を文書にて知らせることを予定している。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させること及び提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上